第

5 5 2 2

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年 8月 2日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 海外勤務の従業員のマイナンバー

Q:海外勤務をしている従業員の扶養控除 等申告書にマイナンバーの記載はどうしたら いいですか?

A:次のようになります。

【解説】

海外勤務が1年以上で従業員が非居住者に 該当する場合は、扶養控除等申告書の提出は 不要ですので、海外勤務が1年未満の人の取 り扱いになります。

- ①本国から給与の支給を受ける場合
 - ・平成27年10月5日より前に海外勤務になっ た場合

帰国するまでは、従業員本人のマイナンバーは不要ですが、扶養親族が国内に居住してマイナンバーの指定を受けているのであれば、平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書については、記載が必要です。

・平成27年10月5日以後に海外勤務になった 場合

平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書については、従業員及び扶養親族等のマイナンバーの記載が必要です。

②海外勤務先からだけ給与を受ける場合

国内で勤務していた会社には扶養控除等申告書の提出は不要です。また、海外勤務先が居住者に対して、国内において給与等の支払を行うことがない限りは、扶養控除等申告書の提出は不要です。







